

議案第64号

教育長の任命について

次の方を佐野市教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和8年3月19日提出

佐野市長 金子 裕

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業	所属政党
■■■■■ ■■■■■	松 本 美智代	■■■■■ ■■■■■	地 方 公 務 員	■■■■■

理 由

本市の教育長 津布久 貞 夫 氏は、本年5月18日をもって任期満了となりますので、その後任者を任命することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 …省 略…

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数

の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 …省 略…

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（省略）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

履 歴 書

住 所



松 本 美 智 代
生



学 歴

1 平成 2年 3月



職 歴

- 1 平成 2年 4月 田沼町立多田小学校勤務
- 1 平成 8年 4月 田沼町立東中学校勤務
- 1 平成16年 4月 栃木県総合教育センター勤務
- 1 平成19年 4月 栃木県教育委員会事務局勤務
- 1 平成28年 4月 佐野市立常盤中学校教頭に補さる
- 1 平成30年 4月 栃木県総合教育センター教育相談部長を拝命
- 1 平成31年 4月 栃木県教育委員会事務局特別支援教育室長を拝命
- 1 令和 3年 4月 佐野市立吉水小学校長に補さる
- 1 令和 5年 4月 栃木県教育委員会事務局安足教育事務所長を拝命
- 1 令和 7年 4月 佐野市立田沼東中学校長に補さる 現在に至る

賞 罰

